

第 22 期
大分海区漁業調整委員会
第 29 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 7 年 2 月 21 日(金) 午後 1 4 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第 2 2 期大分海区漁業調整委員会第 2 9 回委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 2 1 日(金) 午後 1 4 時 0 0 分
2. 開催場所 大分県水産会館 5 階 研修室
3. 出席委員 小 野 眞 一 (会長、議長)
阿 部 貴 史
藤 本 昭 夫
齋 藤 信 二
須 川 直 樹
渡 邊 英 敏
疋 田 一 則
山 尾 和 久
本 庄 新
山 本 勇
濱 田 貴 史
- 欠席委員 阿 部 義 広、森 崎 真 吾、小 野 裕 佳
- 事務局 大石事務局長、堀事務局長、中川主幹、野田主査
- 農林水産部 大屋審議監
- 漁業管理課 利光主事
- 水産振興課 大塚課長、堤総括、中島技師
- 臨席者 南部振興局 渡邊課長補佐（総括）、
大分県漁業協同組合上浦支店 山道地区漁業運営委員長、
森崎支店長、
海興水産（株） 朝野勝、油井孝之、坂本剛生
4. 議事録署名委員 齋 藤 信 二、濱 田 貴 史
5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 区画漁業権の条件変更について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
第2号議案 豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案 伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案 あわび類、うに類の採捕の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
第6号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の策定について
審議の結果 次回答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第22期第29回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。事務局の大石です。よろしくお願いいたします。
はじめに、本日の出席委員数をご報告します。定員15名中11名の委員が出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、大屋審議監からご挨拶を申し上げます。

大屋課長 （ あいさつ ）

事務局長 ありがとうございます。
それでは、議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本日も資料をタブレットで用意しております。また、第6号議案については次回の答申とするため、その資料を配布しておりますので、本日お持ち帰りください。
タブレットの画面に議案書があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。
それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野

会長に以後の議事進行をお願いします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。斎藤委員と濱田委員をお願いします。それでは議事に入ります。

第1号議案「区画漁業権の条件変更について」です。

前回の委員会においては「条件変更については異議なし」との結論でありましたが、先ほど意見聴取を行いました、特に質問ありませんでしたが、意見などありませんでしょうか。

質疑もないようですので、第1号議案「区画漁業の条件変更について」は原案のとおり変更することについて異議のない旨知事に答申することで、ご異議はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり変更することについて異議のない旨知事に答申することといたします。

次に第2号議案「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の25ページをご覧ください。「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」ご説明します。

豊後水道では漁業調整上の理由から、委員会指示により、同海域でたる流し漁業を禁止していますが、この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため、大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次の26ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

次の27ページをご覧ください。漁具図を載せていますが、このたる流し漁業または立縄釣漁業ともいわれる漁法は、平成2年頃にふぐの浮き延縄漁業が禁止されたことにより導入が進んだ漁法で、水面上に発泡スチロールなどの浮子を浮かべ、その下に幹糸を垂らし、さらにその幹糸から枝糸を出して、それに針をつけて釣る漁法です。

この図では、模式的に表現しているため針が3本しかありませんが、実際には10本から15本の針が付いています。

一人が一度に数十個を流すため管理が十分にできず紛失することがあり、海面上を自由に動いて回るため他の漁業に支障があること、また、この漁具が海岸に流れ着き、そのまま放置されていることなどから問題があるということで、平成5年から本県豊後

水道の関係漁業者間の自主規制として豊後水道では禁止してきました。

そのような中で、平成7、8年頃から高知県や宮崎県漁船の操業が見られるようになり、特に平成13から14年にかけてシロサバフグが大漁に漁獲された時には、高知県や宮崎県の漁船が多数操業し、大分県の漁業者の操業に支障をきたすようになりました。

そこで、大分県として両県に事情を説明して協力を求めましたが、「この漁法が自由漁業であり、大分県が自主規制ということでは指導しにくい」旨の回答が両県からありましたので、平成15年度から委員会指示を発出して規制しているものです。

次の28ページに委員会指示案を載せていますが、「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。」としています。

漢数字の一の禁止区域として、豊後水道、大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南の大分県海域としています。

次に、漢数字の二の禁止期間ですが、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、禁止期間の変更だけということです。第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第2号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは議案書の29ページをご覧ください。

第3号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」ですが、大分県のクルマエビの漁獲量は減少傾向であり、資源回復を図る必要があるため、委員会指示により、豊後水道では平成17年から、伊予灘では平成23年から、全長13cm以下のクルマエビの採捕を禁止しています。

この委員会指示の有効期間が本年３月３１日で終了するため大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次の３０ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

次の３１ページをご覧ください。委員会指示案ですが、漁業法第１２０条第１項の規定により、次のとおり全長１３ｃｍ以下のクルマエビの採捕を禁止するとしています。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。として試験研究等については適用除外としています。

漢数字の一の禁止区域は、国見と姫島の地先海面から南の伊予灘及び豊後水道の大分県海域を文字で表現していますが、後ほど改め図で説明します。

漢数字の二の禁止期間は令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

次の３２ページに禁止区域の図を示しています。斜線の区域が禁止区域です。

点イは豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点、点ロは、その点イから磁針方位３５０度８，０００メートルの点です。点ハは、東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上８，０００メートルの点です。

点ニは、山口県熊毛郡上関町小祝島西端です。

禁止区域は、点イと点ロを結んだ直線、点ロから姫島を北回りに点ハまでに至る間の最大高潮時海岸線から８，０００メートルの線、点ハから点ニを通る直線、これを順次に結んだ線以南の大分県海域です。

伊予灘では、山口県、愛媛県との間で３県協定が結ばれており、協定水域が定められているので、その範囲を大分県海域としています。

一方、豊後水道では、対象漁業である小型底びき網漁業で愛媛県との境界線がはっきりとは定められておりませんので、東側のラインを引いていません。

次に大分県のクルマエビの資源管理に関する考え方をお示しします。次の３３ページからは、令和６年１２月に一部改正した大分県資源管理方針の抜粋を載せております。大分県資源管理方針は、県全体の資源管理に対する基本的な考え方を示したものです。

３５ページをご覧ください。赤字でお示している大分県資源管理方針別紙３－１１のクルマエビの資源管理についてです。第２資源管理の具体的な方向性として「資源を現状の水準に維持する

ため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成２９年から令和３年までの過去５年間の平均値（３２トン）程度に維持する」としています。

続けて３６ページをご覧ください。例としてくにさき支店が作成している資源管理協定をのせています。資源管理協定は大分県資源管理方針に基づき、各支店が自主的な資源管理の目標を定め、目標の達成のための具体的な取組を示したものです。

次の３７ページの資源管理協定書第４条の表の（８）にありますように、資源管理の目標の達成のための具体的な取組として、全長１３ｃｍ以下の採捕禁止（大分海区漁業調整委員会指示）としております。

次に３８ページをご覧ください。一番上がクルマエビの放流量と漁獲量のデータです。令和元年までは５０トン程度で推移しておりましたが、令和２年以降減少の傾向に変わり、直近のＲ４年の漁獲量は２１ｔとなっています。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第３号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

須川委員 クルマエビの漁獲量が減少しているようですが、その原因とかは、わかっているのでしょうか。

大塚課長 水産振興課からお答えします。

はっきりとした原因については特定できていません。各県クルマエビの放流には力をいれているのですが、あまり増えてはいないのが現状です。天然域でのクルマエビの成長が悪くなっているというデータがあります。近年の海の状況がクルマエビにとっては、あまり良くないとはいえるのではないのでしょうか。

ただ、減少はしていますが、大分県が実施している放流と資源管理でこれくらいの減少にくいとめられていると考えています。

須川委員 わかりました。

本庄委員 このクルマエビの全長制限の委員会指示については、いつから実施されているのでしょうか。また、調整規則上の制限はどのようになっているのでしょうか。

事務局長 調整規則の全長制限は１０ｃｍ以上となっています。

取組については、今手元に資料がなく正確ではありませんが、当時私が事業の担当をしていましたので、平成２２年か２３年から実施していたと記憶しております。

本庄委員 それをふまえてですが、以前に別の魚種でも質問をしたと思うのですが、委員会指示でかけるのは資源が回復した時などに柔軟な対応ができるようにだと思っておりますが、３８ページの漁獲量のデータをみても、あまり増加に期待がもてそうでもないですし、１３ｃｍというのは、これくらいのサイズで小さいですし、何を言いたいかというと、毎年委員会指示でかけるよりは、調整規則にあげる方向では考えられないかということ質問したいと思います。

事務局長 この委員会指示の内容については、大分県全体の取組ではなく、お示しした禁止区域は伊予灘と豊後水道で、周防灘が抜けているという状況です。周防灘は、山口県と福岡県との資源回復計画の中で１０ｃｍとなっております、周防灘は別扱いになっています。

 クルマエビは北で放流したものが東に移動していくので、１３ｃｍに統一するとなかなか周防灘での漁獲が難しくなります。先ほども話がありましたが、北で拠点放流をしているのですが、放流した場所では１３ｃｍ未満のものが多く、放流した場所で漁獲ができない可能性が高くなります。そのため、漁業者の理解が得られれば調整規則に規定することも可能かとも思いますが、実状では難しいのではないかと考えています。

本庄委員 すべての海域を網羅できないので、なかなか１３ｃｍを調整規則にするのは難しいということですね。わかりました。

議 長 他に意見はありませんか。委員会指示については、柔軟に対応するということで１から２年ごとに出している訳ですが、恒常化しているものについては規則化するということも考える必要があると思います。遊漁関係についても色々な委員会指示を発出しているの、全体を一度見直して、このまま委員会指示を出すのか、調整規則にすべきかを検討するように指示をしています。

本庄委員 ありがとうございます。

議 長 他にありませんか。

渡邊委員 豊前海のクルマエビは生育段階で北から東の方へ下がっていくという実状があります。実際に昨年度から拠点化放流ということで中津で大量に放流をしていますが、うち（宇佐）の前を通り過ぎる時が１０ｃｍくらい、大きいものでようやく１３ｃｍくらいです。ちょうどその時が９月１日から２０日までの底びき網の休漁期間にあてはまっていて、休暇時期に香々地を通り過ぎて姫島へ落ちていく感じです。ある程度小さいサイズまで、許しておかないと漁獲するものがないというのが現状です。

議長 福岡で放流したら、良いかもしれませんね。

渡邊委員 福岡がうけてくれません。福岡はヨシエビだけを放流しています。うちの底びきの組で以前、ヨシエビを福岡から購入して放流していましたが、種苗の数の関係で福岡分が最優先ということで、大分には売らないようになってしまって終わりました。その時に「クルマエビはしません」ということでした。

藤本委員 毎年姫島は、200～300万尾くらい中間育成したクルマエビを放流しています。北から移動するという事で宇佐や四日市の方で放流したりもしていますが姫島の方ではなかなかとれません。どのように移動しているか、県の方でしらべることはできないでしょうか。

大塚課長 クルマエビは、昨年から豊前海の方で戦略魚種として、今までにない調査費をかけて追跡調査をしています。まだ昨年からのので、現在お示しできるデータはありませんが、それがあつて程度すめば豊前海での放流分についてはどのように移動しているのかある程度わかると思います。

姫島で大量に放流している分については、また別の視点で調べてみないとわからないと思うので、村や漁協支店と相談して考えていきたいと思っています

議長 トラフグとかは、回遊範囲が広いので広域で他県と複数県で放流効果や資源管理とかの取組をしていると思いますが、クルマエビではそういう取組はないのでしょうか。

大塚課長 クルマエビについては、今は複数県では実施していませんが、放流効果についてはどの県でも問われているので、それぞれ力を入れて調べています。大分県でも豊後水道で新しい標識をつけて放流をしています、まだ数が少なくて再捕報告が少ない状況です。これから放流効果の事例を集めてお示しできればと思っています。

齋藤委員 稚魚を放流して「どのくらい地面に潜っているのか」をしているのですが、種苗が小さいので潜りきるまでできていません。餌代がよけいにかかるので小さいサイズで早く放流してしまっています。

議長 今は、割と種苗のサイズは大きくなっているのではないのでしょうか。

大塚課長 漁業公社で作っているのは30から50mmくらいです。

渡邊委員 サイズというより、豊前海では潜るまで網の中で中間育成して保護をしています。だいたい3日から長くて1週間くらいで網をあげて自然放流している感じです。

齋藤委員 小さいサイズでそのまま放流すると魚の餌ですね。

渡邊委員 確かに何もせんかってから餌になるので豊前海では、中間育成して潜りきるようになってから放流しています。

齋藤委員 うち（安岐）もそれはしているのですが、どれくらいで潜りきるようになっているのかがわかりません。

渡邊委員 餌をやった人に聞けばわかると思うのですが。

齋藤委員 餌をやっていると鳥がくるらしいです。

渡邊委員 うちは鳥の話は聞きません。少し水があるときに餌をやっていて、餌をやると潜っているのが出てきて餌を食べる。その様子を餌をやっている人に聞いてそのタイミングで網をあげています。

藤本委員 姫島では、サイズも大きいし、中間育成を1～2か月して完全に潜れる状態にして放流しています。それでもどこにいったかわかりません。1, 500万円くらいかけて放流して水揚げは、2, 500万から3, 000万円くらいだと思います。協力するので、県の方でそのところを調べて欲しいので、よろしくお願いします。

議長 放流量が減少しているのはサイズが大きくなった分個体数が減少したのでしょうけれども、中間育成や放流の仕方によって生残率も変わると思うので、県の方でさらに研究を進めて下さい。

大塚課長 県の方でもクルマエビは重要魚種としておりますので、引き続きしっかり取組を進めます。

議長 他にご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 意義なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第４号議案「あわび類・うに類の採捕の禁止について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の３９ページをご覧ください。

第４号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を２年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。

この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出要望があったものです。

次の４０ページに大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

１の禁漁区の設定をご覧ください。別府地地区から名護屋地区までで、あわび類のみが５地区、あわび類・うに類が１地区の合計６地区において、放流場所周辺を２年間禁漁区とするため委員会指示を発出してほしいという要望であります。

次の４１ページをご覧ください。委員会指示案です。最初に「漁業法第１２０条第１項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として第３号議案と同じく試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、あわび類７箇所、うに類２箇所の合計９箇所について、表記しています。区域については、後で図で説明します。

４３ページをご覧ください。最後から２行目のところ、漢数字の二の禁止期間ですが、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間としています。

次の４４ページから、位置図と拡大図を掲載しています。

４４ページの左側から説明しますと、①別府地区であわび類、②③臼杵地区の下ノ江でうに類とあわび類、④⑤臼杵地区の深江でうに類とあわび類、⑥津久見地区であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。次の４５ページをご覧ください。⑦保戸島地区、⑧入津地区、⑨名護屋地区であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。

単純に同じ場所で禁漁を継続するのは①別府地区、⑨名護屋地区の２箇所、新規で禁漁区を設定するのは③臼杵地区の下ノ江地

先のあわびの1箇所です。その他の6箇所は禁止する場所の輪番制を採用しており、過去に委員会指示で禁止した実績のある場所となり、実質的には継続箇所となります。

なお、45ページ下の表に今回禁漁区を設定するそれぞれの区域の面積を掲載しています。放流する魚種についてはあわび類がメガイアワビ、クロアワビですが、地域によって単一、両方の場合があります。うに類についてはアカウニとなります。

次に大分県のうに類、あわび類の資源管理に関する考え方をお示しします。46ページをご覧ください。大分県資源管理方針にまとめられているうに類とあわび類の記載を抜粋しております。上段の赤字部分をご覧ください。うに類については別紙3-13第2 資源管理の方向性として、「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（31トン）程度に維持する」としております。

またあわび類については、下段の赤字部分をご覧ください。別紙3-14 第2 資源管理の方向性として「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（15トン）程度に維持する。」としております。

47ページをご覧ください。例として臼杵支店が作成した資源管理協定をお示ししています。次のページの表の（6）（7）にありますように、資源管理の目標の達成のための具体的な取組として、放流場所の一部を禁漁（放流後2年間）（大分海区漁業調整委員会指示）としております。

また、49ページの放流量と漁獲量のデータをご覧ください。中段がうに類、一番下があわび類です。うに類については40トン程度、あわび類については15トン程度で推移しており、資源管理方針の漁獲量の目標が達成できている状況です。

議長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。意見もないようですので、第4号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第5号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。事務局は提案理由を

説明してください。

事務局長

議案書の50ページをご覧ください。

知事許可漁業である「かご漁業」のうち「いかたま漁業」を新設するにあたり、制限措置と申請期間を公示する必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

51ページをご覧ください。知事からの諮問文です。52ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。この公示制度は、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回の許可は、宇佐・四日市地区の地先にある共同漁業権共第3号の漁場区域にいかたま漁業の許可を新設するもので、宇佐・四日市地区の漁業者からの要望に伴うものです。要望に至る背景は、後ほど詳細にご説明します。

次のページ（P53）をご覧ください。大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しておりますが、宇佐・四日市地区の漁業者からの要望であることがわかります。

55ページをご覧ください。豊前海区におけるいかたま漁業の操業期間を示した図です。青色の枠で示しています共同漁業権共第1号では、第2種共同漁業としていかたま漁業が設定されており、その操業期間は、3月20日から5月31日です。第2種共同漁業とは別に、緑色の枠で示しています共第2号、共第4号、共第5号の漁場区域では、6月1日から6月30日を操業期間として、知事許可漁業としてのいかたま漁業が設定されています。一方で、赤色の枠で示しています共第3号、水色の枠で示しています共第6号の漁場区域では、現在知事許可漁業としてのいかたま漁業は設定されていません。

今回、共第3号の関係地区である宇佐・四日市地区の漁業者から、隣接する区域と同様に6月にもいかたま漁業を地先の共第3号の漁場区域で営みたいと要望があったというものです。また、

当該制限措置の新設について資源管理の観点から農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループに意見を求めたところ、

- ① 近年、コウイカ類の資源状況は比較的安定していること
 - ② 要望のあった操業期間、操業区域が限定的であり、コウイカ類の資源に対して悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられること
- 以上のことから、許可の新設は適当であるとの回答を得ています。

次のページ（P 5 6）をご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」です。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、「いかたま漁業」です。漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」、「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」はいずれも「定めなし」です。隣接する区域に設定されていますいかたま漁業の許可といずれも同様内容です。

その右の「操業区域」は、共第3号の共同漁業権の漁場区域内です。次の57ページに図面を掲載していますのでご覧ください。

56ページにお戻りください。操業区域の右の欄の「漁業時期」は、「6月1日から6月30日まで」の1か月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「宇佐市大字下庄、大字上高家、大字下高家、大字東高家、大字西高家、大字浜高家、大字乙女新田、大字尾永井又は大字下乙女に住所を有する者」で、共第3号の関係地区と同一としています。

58ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。

今回公示する許可は、許可する漁業者の数に上限を設けませんので、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする「周年」とします。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間」について説明します。知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則5年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。今回は既存のかご漁業の許可の満了日と合わせるため、令和10年6月30日までの約3年4ヶ月に短縮します。既存の同種の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

- 議 長 事務局から説明がありました。第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。
- 今回3人からの要望があったようですが、隣は以前から漁業権があったのに今まで申請がなかったのには何か理由があるのでしょうか。
- 渡邊委員 今まで、1号でやっていて、前からやりたいという要望はあったようなのですがなぜ許可が無かったのかについては、私もわかりません。
- 議 長 これについては、カゴの数の制限とかはないのでしょうか。
- 事務局長 カゴの数を定めるとすれば、許可の条件でできると思うのですが、既存の許可でカゴ数の制限はありません。
- 議 長 昔福岡から、「ここが産卵場所なのに大分県はその時、漁獲している」というような話を聞いたような気がするのですが、今回は試験場も問題が無いということなので、カゴ数の制限なしで許可をするということでしょうか。
- 事務局長 試験場の標本船日誌のCPU Eにも近年変化がなく、資源的には安定しているという理解をしています。
- 議 長 わかりました、他に意見はありませんか。他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。
- 次に、第6号議案の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の策定について、をお諮りします。本件は、内容が豊富で重要な案件のため、本日は、事務局からの説明を聞き質問や議論を行い、答申は次回の委員会にて行うこととします。では、事務局から説明してください。
- 事務局長 議案書の59ページをお開きください。
- 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」を策定するに当たり、大分県知事から本委員会に対し意見を求められているものであります。
- 諮問内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し

上げます。

中島技師

水産振興課の中島です。議案書の61ページをお開き下さい。

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」は通称、栽培漁業基本計画と呼ばれるもので、沿岸漁場整備開発法の規定に基づき、概ね5年を1期として各県で策定されており、本県でもこれまで海区漁業調整委員会の意見を聞いたうえで第7次まで計画を策定しております。

この計画は国が定める基本方針に則して策定されており、最新の基本方針は令和4年の7月に公表されております。

通常は、この国の基本方針に合わせて県の基本計画を策定しますが、当県では令和6年9月に策定した「大分県農林水産業振興計画」の内容に合わせて、基本計画を策定することとしており、策定スケジュールのとおり令和7年1月に開催した栽培漁業基本計画策定会議において基本計画案がまとまりましたので、今回の諮問となりました。

本日の委員会において「異議なし」との答申が得られましたら、関係機関との協議を経て、基本計画を決定し、県のホームページ等で公表の予定です。

64ページ（資料の3ページ）をご覧ください。まず国の第8次栽培漁業基本方針の概要について簡潔に説明します。主な内容としまして、資源管理と漁獲管理との一体的な取組を推進するとされています。これは放流と同時に体長制限など漁獲圧の削減も合わせて実施することにより効果的な栽培漁業を目指すものです。また、67ページ（資料の6ページ）では、関係県と連携した共同種苗生産体制の構築に取り組むこととされています。72ページ（資料の11ページ）では、環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進として、新規栽培対象種の技術開発を推進するとされています。国の基本方針に関する説明は以上です。

次に「大分県農林水産業振興計画」について説明します。

74ページをご覧ください。第3章の「2 ニーズを捉え持続的に発展する産地づくり（豊かな海を活かし守り育む漁業の推進）」として、「①つくり育てる栽培漁業の拡大」を掲げています。漁場環境の整備、放流魚種に適した放流場所に集中的に放流する拠点放流、資源管理を一体的に行う新たな増殖モデルの導入に取り組むこととしています。

また、キジハタやアマダイなどニーズが高い新栽培漁業対象魚種の生産技術開発等にも取り組むとしています。

これらの内容を反映し、計画期間を令和6年度から令和10年度までとした第8次栽培漁業基本計画案を作成しました。

それでは、今回の計画の概要をご説明しますので、75ページ

の新旧対照表をご覧ください。左側が現行の第7次計画、右側が今回策定する第8次計画です。変更箇所は、左側を黒下線、右側を赤字で表しています。基本的に右側を見ていただき、第7次からの主な変更箇所について、順を追ってご説明いたします。

まず前文では、栽培漁業の役割や、これまでの経過、県の長期計画の内容、計画期間などについて記載しておりますが、変更箇所の説明については省略させていただきます。

次の76ページの第1基本的な指針として、従来は（1）資源造成型栽培漁業の推進と（2）漁獲管理との連携の強化を分けて記載していましたが、国の基本方針及び県の長期計画に合わせて、漁場環境の整備と資源管理、適地放流を一体的に行う増殖モデルの導入を進めることとしております。

その下の（2）から77ページの（8）までについては、一部語句の追加等がありますが、従来の内容から変更はありません。

続いて、78ページをお開きください。中段部分の第2「種苗の生産及び放流または育成を推進することが適切な水産動物の種類」ですが、今回、市町村、県漁協、漁業公社、水産研究部、振興局を対象に実施したアンケート調査に基づき、新たに技術開発に取り組む魚種としてマダコ及びアマダイ類を追加し、近年放流実態のないオニオコゼを削除することとしました。また、技術開発済みのナマコと、新施設の完成に伴い漁業公社に技術を移転する予定のキジハタを事業化推進対象種へ移し、近年放流要望が少ないヨシエビを削除しました。

次の79ページの第3「水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標」については、放流対象種として、従前の6魚種から現在県が放流を支援している9魚種にキジハタを追加し、それぞれに目標を設定しました。具体的な数字についてですが、今年度施設整備が完了した国東事業場の生産魚種であるマコガレイ、ヒラメ、キジハタ、クルマエビ、ガザミについては、新施設稼働後の生産能力の向上を考慮し、目標数量を設定、更新しています。上浦事業場の生産魚種であるイサキ、アワビ類は変更なし、また新たに追加したマダイ、カサゴ、アカウニは、放流実績と公社の採算性を鑑み、目標数量を設定しています。

次の80ページをご覧ください。第4「放流効果実証事業に関する事項」についてです。これまで設定していたイサキですが、放流量も概ね達成し、漁獲制限としての体長制限も委員会指示として実施されていることから、次期計画では新たな放流魚種として要望が高く、放流技術開発をすでに行っているキジハタを設定しております。

下の第5「技術開発に関する事項」については、一部語句の修正はありますが、従来の内容から変更はありません。

次に 83 ページをご覧ください。2 「技術開発水準の到達すべき段階及び課題」についてです。こちらの表は、計画対象の 15 魚種において、基準年（令和 6 年度）と目標年（令和 10 年度）それぞれについて A～F の技術開発段階を記載したものです。先ほど説明しましたとおり、オニオコゼとヨシエビの代わりにマダコ及びアマダイ類の技術開発に取り組むことになりますので、種類の見直しを行っています。

最後に下側の第 6 「調査に関する事項」については、一部追加修正しておりますが、従来の内容から変更はありません。

基本計画の内容についての説明は以上です。85 ページに基本計画案の全文を、96 ページに根拠法令である沿岸漁場整備開発法の抜粋をお示ししておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。ご質問・ご意見があればおうかがいします。先ほども言いましたが、採決は次の 3 月の委員会で行いたいと思います。

正田委員 アマダイ類とありますが、これはシロアマダイでしょうか。アカアマダイでしょうか。うちはシロを増やしてもらいたいです。

大塚課長 今のところアマダイ類ということで、シロでもアカでもこれから種苗技術開発をやろうかなという段階なので。種苗生産がうまく行く方で進めていこうかと考えています。シロの方が高いみたいなので、なるべくシロかなと思いますが、結構難しいみたいなのでこれからトライになります。

正田委員 マダコについて 10 年くらい前だったと思うのですが、鶴見のニッスイの研究所が人工種苗生産に成功したと聞いたのですが、あれからあまり進んでいないみたいですね。タコは今年も年間を通じて単価が 2,000～3,000 円くらいしています。

大塚課長 国も県も技術開発をがんばっているようなのですが難しいらしいです。目標です。

齋藤委員 今年は、タコは良かったのですが、毒があるモンダコが増えていて。

大塚課長 ヒョウモンダコですね。

齋藤委員 何度か漁協にも持っていったのですが、小さいけど数がおります。どんなあんばい増えるのでしょうか。どんどんこれから増え

るのでしょうか。

大塚課長 環境の変化ではないかと思うのですが、猛毒なので気を付けてください。

渡邊委員 アマダイですけど生産するのはいいのですが、生息域の水深はどれくらいでしょうか。

大塚課長 だいたい豊後水道のはえ縄では、水深30から40mくらいの砂泥域で縄をしかけていると聞きますが、もう少し深いところにもいるのではないかと思います。浅いところにはいないようです。

議長 他にありませんか。

本庄委員 61ページのスケジュールにもあるのですが、1月29日に栽培基本計画策定会議がございまして、私も出席させていただきました。その際に、オニオコゼについては、国の指導もいただきながら標識放流もして一定の成果が得られたという記憶があるのですが、「なぜ今回育成推進魚種から落としたのですか」という質問をさせていただきました。回答は「漁業者からの要望がないから」というものでした。本日私も要望については把握していないので、委員さんについては、次回までに、「本当に無くしてよいのか」、「漁業者さんからの要望が本当はないのか」を聞いていただければと思い発言させていただきました。

議長 とれるのは国東周辺ですか。

齋藤委員 別府湾でもとれています。

渡邊委員 豊前海でも増えていますが、県北は食べる習慣がないので単価ができません。玄界灘では昔からとれていて、佐賀とか唐津では単価が良かった記憶があります。オニオコゼを狙ってという気持ちがある人が少ない状況です。

本庄委員 別府湾の方ではもう少し商売になるのでしょうか。

渡邊委員 こわい（とりあつかいが大変）。

本庄委員 私も種苗生産をしていましたが、標識しようとするのと刺されます。さわるのが大変でした。ただ、ある程度成果もあったので放流の希望は続くのかなと思っていたので、もう一度次回の委員会

の時に本当に要望がないのか確認いただけると幸いかなと思います。

議長 稚魚の時はかわいい顔をしているのですけどね。
先程も言いましたが、資料も多いので、質問も急に思いつかないかと思います。今日は資料をお配りしていますので次回また質問していただけたらと思います。
では、これで予定していた議案は終了いたしました。
他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠に疲れ様でした。
次回の委員会は3月12日（水）11時00分から水産会館で開催したいと思いますので、日程の確保について、ご配慮をお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第29回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年2月21日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員